

6 ダイオキシン

6-1 環境監視

(1) ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した資料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- ・基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- ・大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- ・土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

※TEQ：毒性等量（2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値）

(2) 定点調査（モニタリング）

【一般環境（大気）測定結果】

（単位：pg-TEQ/m³）

	H23	H24	H25	H26	H27
長府東局	0.011	0.010	0.0088	0.022	0.0098
豊北生涯学習センター	0.010	0.0092	0.0069	0.011	0.0080

【一般環境（水質・底質）測定結果】

	地点	水質 (pg-TEQ/l)					底質 (pg-TEQ/g)				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
川棚川	D-C-1	0.048	0.40		0.036		0.24	0.34		0.20	
	D-C-2					0.14					0.54
綾羅木川	Z-C-3		0.088	0.083		0.22		5.4	0.50		1.2
友田川	Z-C-1										
	Z-C-2	0.074			0.18		0.82			0.54	
武久川	Z-C-5										
	Z-C-6	0.13	0.37		0.33	0.19	0.26	0.54		0.42	0.34
木屋川	S-C-2	0.065			0.12		0.99			0.37	
栗野川	L-C-5			0.093					0.52		
豊田湖	T-C-1		0.075	0.062		0.048		4.6	29		4.8
響灘及び周防灘	S-D-3	0.035		0.049	0.054		4.0		3.5	7.7	
豊浦・豊北地先	J-D-6		0.12	0.019		0.026		0.51	0.13		3.5

【一般環境（地下水）測定結果】

（単位：pg-TEQ/l）

	H27
彦島弟子侍	0.042
豊北町大字滝部	0.018

【一般環境（土壌）測定結果】（単位：pg-TEQ/g）

	H27
岡枝幼稚園	0.042
西市幼稚園	0.078
小串幼稚園	0.14
黒井幼稚園	0.16
室津幼稚園	0.12
川棚こども園	0.13
豊北幼稚園	0.057

6-2 事業場監視

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準および届出施設数等

別表	号番号	特定施設の種類の	新設基準	既設基準 ~ H14. 11.30	H24		H25		H26		H27	
					事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設
	一	鉄鋼製造業焼結炉 原料処理能力 1t/h 以上	0.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	二	製鋼用電気炉 変圧器の定格容量 1,000kVA 以上	0.5	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	三	製鋼用電気炉 原料処理能力 0.5t/h 以上		10	-	-	-	-	-	-	-	-
	四	アルミニウム合金製造施設 溶解炉は容積 1t 以上 焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力 0.5t/h 以上	1	5	2	12	2	12	2	12	2	12
	五	廃棄物焼却炉 焼却能力 4t/h 以上 火床面積 0.5 m ² 以上又は 焼却能力 2~4t/h 焼却能力 50kg/h 以上	0.1	1								
1			5	12	16	12	16	12	17	12	17	
5			10									
計					14	28	14	28	14	29	14	29

(基準の単位 : ng-TEQ/m³)

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準および届出施設数等

別表	号番号	特定施設の種類の	基準	H24		H25		H26		H27	
				事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設
	一	塩素又は塩素化合物による漂白施設 硫酸塩/アルブ又は亜硫酸塩/アルブの製造の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	二	アセチレン洗浄施設 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	三	廃ガス洗浄施設 硫酸カリウムの製造の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	四	廃ガス洗浄施設 アルミナ繊維の製造の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	五	廃ガス洗浄施設 体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限り) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	六	二塩化エチレン洗浄施設 塩化ビニルモノマーの製造の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	七	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限り) の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	八	イ 水洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	九	イ 乾燥施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	十	イ 乾燥施設 ロ 廃ガス洗浄施設 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
二	十一	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設 ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するもの	10	-	-	-	-	-	-	-	-
	十二	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理するもの		1	1	1	1	1	1	1	1
	十三	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る) の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	十四	イ 乾燥施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設 粗体付き触媒 (使用済みのものに限り) からの金属の回収 (ソータ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る) によるものを除く) の用に供するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	十五	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	十六	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	十七	イ フラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 フロン類の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る) の用に供するもの		1	1	1	1	1	1	1	1
	十八	下水道終末処理施設 上記の施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するもの		-	-	-	-	-	-	-	-
	十九	上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設 十八に掲げるものを除く		-	-	-	-	-	-	-	-
(基準の単位 : pg-TEQ/l)				2	2	2	2	2	2	2	2